

質疑に対する回答

京都府建設交通部
公営企業経営課

件名	京都府大野発電所(水力発電所)の電力売却
履行場所	仕様書のとおり

令和7年2月4日

[質問事項]			[回答]
No.	項目	内容	
1	仕様書1-4 (1)	令和7年度の予定売却電力量(35,700,000kWh)は、仕様書「1-7」および「1-8」に記載の発電停止計画を反映した予定売却電力量との理解で相違ないかをご教示頂きたい。	相違ありません。
2	仕様書1-5 (1)	発電見込みの通知方法はFAXとありますが、電子メールでの通知に変更を希望する場合、対応は可能でしょうか。	運用中のシステムは自動FAX装置により発電見込みを送信する仕組みのため、FAX送信以外の方法での通知はできません。
3	仕様書1-10 (4)	容量市場に係る経済的ペナルティが発生した場合、当該ペナルティ金額の確定がN月+4ヶ月後になるかと存じますが、受給契約における料金精算はそのタイミングで実施することでよろしいでしょうか。また、そのケースであれば受給契約期間満了後に金額確定となるものと思料しますが、別途精算を行うとの認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書2-2	大野発電所は一般送配電事業者の託送供給等約款における系統設備効率化割引の適用対象となるのかをご教示頂きたい。(適用対象となる場合、適用される割引区分についても、あわせてご教示頂きたい。)	大野発電所は、系統設備効率化割引区分A-3として割引の適用を受けています。
5	仕様書2-3	電力量料金のご請求については、納入通知書(納付書)によるものと思料しますが、その場合、適格請求書(インボイス)を別途発行いただくことは可能でしょうか。また、インボイスを発行いただける場合、記載内容について別途調整させていただくことは可能でしょうか。	納入通知書には、登録番号等のインボイスに必要な事項を記載していますので、別途の発行や記載内容の調整は行いません。
6	仕様書 別紙3	「京都府大野発電所(水力発電所の電力売却仕様書)」(以下、仕様書)別紙3、大野発電所 送電量(過去10年実績)において、平成26年度から令和3年度までの各月を加算した合計と、記載されている各年度毎の合計が一致しないが、正しい送電実績をご教示頂きたい。	平成26年度から令和3年度までの合計に誤りがあり、仕様書を修正しましたので御確認ください。